## 品川区 放課後等デイサービス 開設費用等助成



▲区HPはこちら

2025.11.1

# 助成金制度の概要

## 助成対象となる事業者

以下4点を、全て満たした事業者が対象です。

※開設後物件賃借料助成は、区内在住の利用登録児童が全体の2/3以上であることが必要です。

#### 1. 対象法人

社会福祉法人、NPO法人、株式会社など

### 2. 事業所所在地

運営事業所が**品川区内**に所在していること

#### 3.区の指定

令和7年11月1日以降に、品川区から**放課後等 デイサービス事業所**の新規指定を受けていること

#### 4. 事業継続

助成対象年度において、 事業**継続の見込み**があること

## 2種類の助成対象経費

開設前の「初期費用」と、開設後の「物件賃借料」を支援

#### ① 開設前賃借料等助成

#### 物件初期費用

物件賃借に係る礼金および仲介手数料を助成

#### 物件賃借料

物件賃借に係る賃借料(共益費・管理費を含む)を助成

#### 駐車場賃借料

送迎車両の駐車場賃借に係る賃借料を助成

#### ② 開設後物件賃借料助成

#### 物件賃借料

物件賃借に係る賃借料(共益費・管理費を含む)を助成 ※区内在住の利用登録児童が全体の2/3以上であること

## 助成金額と上限額

助成の内容ごとに補助率と月額・総額の上限があります

助成の種類	内容	補助率	上限額
開設前賃借料等助成	物件初期費用 (礼金・仲介手数料)	10/10	<b>100万円</b> / 1事業所
開設前賃借料等助成	物件賃借料 (指定前3ヶ月分)	10/10	月額40万円
開設前賃借料等助成	駐車場賃借料 (指定前3ヶ月分)	10/10	<b>月額3万円</b> / 1台 ※3台まで
開設後物件賃借料助成	物件賃借料 (指定後3年分)	1/2	月額20万円

# 申請手続きの流れ

## 申請から交付までの全体像

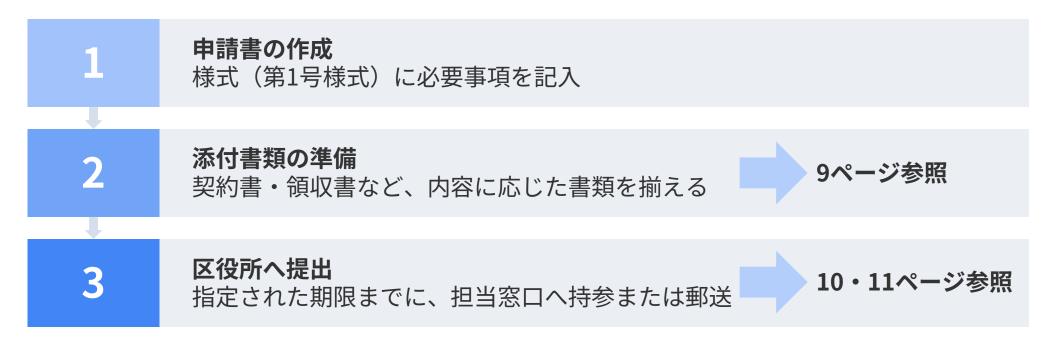
「申請」→「審査・決定」→「請求」→「交付」の4ステップになります。



開設後物件賃借料助成のみ最終申請まで繰り返す。 ※10・11ページを参照

## Step 1: 申請書類の準備・提出

助成金の種類によって申請期間が異なりますのでご注意ください。



## 主な必要書類

申請する助成内容に応じて、以下の書類をご用意ください。

#### 全申請共通

- •申請書(第1号様式)
- ・指定通知書の写し
- ・賃貸借契約書の写し・平面図

▼申請書様式

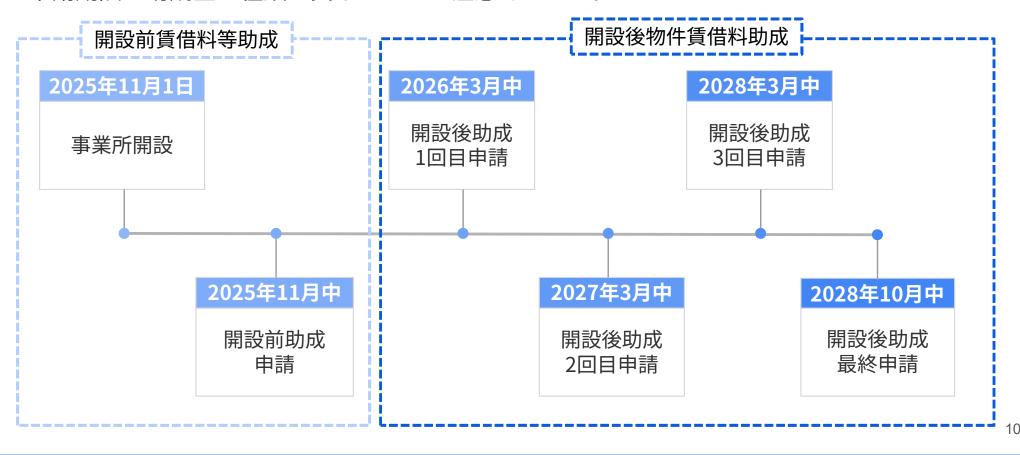


#### 費用別

- ・礼金・仲介手数料の領収書
- ・家賃の領収書
- ・ 駐車場代の領収書
- ・送迎車両であることがわかる書類 (車検証の写しなど)
- ・区内在住の利用者が2/3以上と分かる書類 (開設後助成のみ)
- 利用登録児童の利用契約書の写し

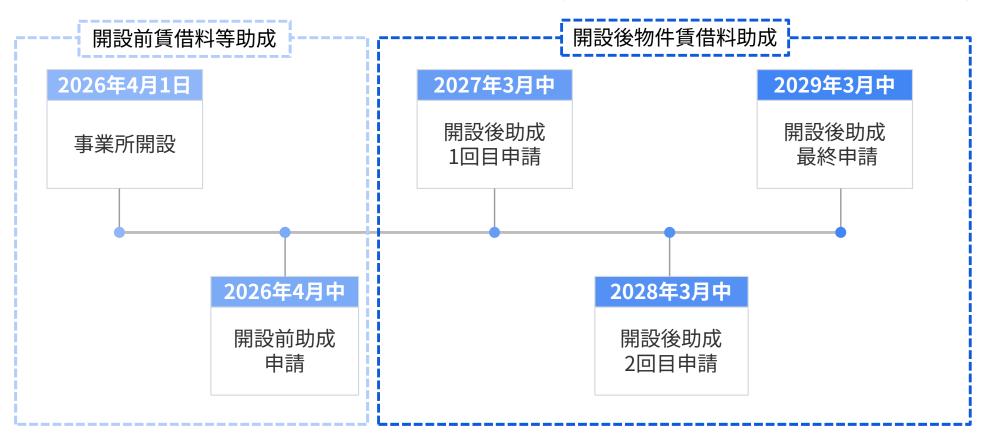
## 交付申請期間(2025年11月1日開設の場合)

申請期限は助成金の種類で異なるためご注意ください。



## 交付申請期間(2026年4月1日開設の場合)

年度初日に開設する場合のスケジュール例です。(開設後助成の申請回数が異なります。)



## Step 2~4: 交付決定から入金まで

区からの交付決定通知を受け取った後、請求手続きに進みます。

**交付(不交付)決定通知** 区での審査後、結果が通知されます。

請求書の提出

2 交付決定通知を受け取ったら、速やかに請求書(第4号様式)を区に提出していただきます。 品川区へ口座登録されていない場合、支払金口座振替依頼書をご提出ください。

助成金の交付

区が請求書審査後、指定口座に助成金が振り込まれます。

# よくあるご質問 (Q&A)

## よくあるご質問①

O. 児童発達支援事業所との多機能型も対象となりますか?

A. 対象となります。

**Q.** 児童発達支援など他事業等を行っている物件で新たに放課後等デイサービスを開設した場合は対象となりますか?

A. 開設前賃借料等助成 : 原則対象外です。

ただし、放課後等デイサービスのために新たに取得した部分については対象となります。

開設後物件賃借料助成:対象となります。

○. 他の補助金と併用できますか?

A. 可能です。ただし、同じ経費で他補助金を受ける場合、その金額を**差し引いた額**が品川区の助成対象となります。

Q. 事業を3年未満で廃止した場合、どうなりますか?

A. 開設前助成について、事業の経過期間に応じた割合で**助成金を返還**いただく必要があります。

## よくあるご質問②

- O. 転貸借契約で借りた物件は対象となりますか?
  - A. 対象外です。
- Q.開設後物件賃借料助成について、区内在住の利用登録児童が全体の2/3以上であることとは、いつ時点での判定ですか?
  - A.補助対象期間中の利用登録者数合計で判定いたします。 なお内訳については、各月の月末時点での利用登録者数をご記載ください。